

道路交通法（改正後）（昭和35年法律第105号）

（運転者の遵守事項）

第71条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

（1）から（5の4）まで （略）

（5の5） 自動車、原動機付自転車又は自転車（以下この号において「自動車等」という。）を運転する場合においては、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置（その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれをも行うことができないものに限る。第百十八条第一項第四号において「無線通話装置」という。）を通話（傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該自動車等の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。同号において同じ。）のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置（道路運送車両法第四十一条第一項第十六号若しくは第十七号又は第四十四条第十一号に規定する装置であるものを除く。第百十八条第一項第四号において同じ。）に表示された画像を注視しないこと。

（6） 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要と認めて定めた事項

千葉県道路交通法施行細則（改正前）（昭和35年千葉県公安委員会規則第12号）

（運転者の遵守事項）

第9条 法第71条第6号に規定する車両の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。

（1）から（11）まで （略）

（12） 自転車を運転するときは、携帯電話用装置等を手で保持して通話若しくは操作をし、又は画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと。